

## 定期検査申請内容の変更について

関原発 第137号  
平成23年6月21日

経済産業大臣  
海江田万里 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社

取締役社長 八木 誠



平成23年2月17日付け関原発第544号をもって提出した大飯発電所第3号機定期検査申請書の記載事項を変更したので、電気事業法施行規則第93条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 定期検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

大飯発電所第3号機

定期検査申請書番号

関原発第544号（平成23年2月17日）

2. 変更内容及び理由

2.1 定期検査申請書

(変更前)

検査希望年月日	自：平成23年 3月18日 至：平成23年 7月14日
---------	--------------------------------

(変更後)

検査希望年月日	自：平成23年 3月18日 至：未定
---------	-----------------------

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況を踏まえ、今後の定期事業者検査工程の見直しを行うこととしたことに伴い、検査希望年月日を変更する。

2.2 添付書類一 定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画

詳細は別添のとおり

2.3 添付書類二 定期事業者検査に関する放射線管理

変更なし

添付書類一 定期検査の期間に行われる定期事業者検査の計画

1. 定期事業者検査の計画工程

(1) 定期事業者検査の工程

変更前	変更後	変更理由
<p>1. 定期事業者検査の計画工程 定期検査項目に係る定期事業者検査（電気等保安法施行規則第94条の2第1項第5号の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。</p> <p>(1) 定期事業者検査の工程 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 7月14日 （並列日：平成23年6月19日（祝日から並列日で9.4日））</p> <p>(2) その他 (1) の定期事業者検査工程の指定においては、次の工事の工事期間も考慮し工程を指定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蒸気タービン改造工事 予防保全対策として、低圧タービンを部分一体車輪からSSCC感受性の低い材料を使用した全一体車輪へ取り替える。</li> <li>また、低圧タービンの内部車道及び吸込管の取替えを行う。</li> <li>高圧タービンについても、信頼性向上の観点から、外部車道を耐本圧に優れた材質へ変更するとともに、駆動応力を低減した要を採用し、低圧タービンと併せて取り替える。</li> <li>・ 原子炉容器体使用期間中検査 原子炉容器の耐震設計について、耐震設計値法を行い、健全性を確認する。</li> <li>・ 加圧器管台他補修工事 予防保全の観点より、加圧器のスプレイトライ用管台、安全弁及び逆がし弁用管台並びにサージ用管台の各管台セーフメントの溶接部の材料を耐応力低減済に優れた690系ニッケル合金に変更する。</li> <li>また、核種配管の一部を同材質である SUS316TP へ取り替える。</li> <li>・ 格納容器再循環ポンプスクリーン改造工事 既設のスクリーンを撤去し、NISA内規に適合する性能の向上（面積の拡大）を図った新たな格納容器再循環ポンプスクリーンを設置する。</li> <li>・ 常用系計装用圧縮空気取替工事 現状の常用系計装用圧縮空気取替について、部品の製造中止に伴い、保守機能が困難になる恐れがあるため、保守性向上の観点から、取替の取替えを行う。</li> </ul>	<p>1. 定期事業者検査の計画工程 定期検査項目に係る定期事業者検査（電気等保安法施行規則第94条の2第1項第5号の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。</p> <p>(1) 定期事業者検査の工程 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 7月14日 （並列日：平成23年6月19日）</p> <p>(2) その他 (1) の定期事業者検査工程の指定においては、次の工事の工事期間も考慮し工程を指定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蒸気タービン改造工事 予防保全対策として、低圧タービンを部分一体車輪からSSCC感受性の低い材料を使用した全一体車輪へ取り替える。</li> <li>また、低圧タービンの内部車道及び吸込管の取替えを行う。</li> <li>高圧タービンについても、信頼性向上の観点から、外部車道を耐本圧に優れた材質へ変更するとともに、駆動応力を低減した要を採用し、低圧タービンと併せて取り替える。</li> <li>・ 原子炉容器体使用期間中検査 原子炉容器の耐震設計について、耐震設計値法を行い、健全性を確認する。</li> <li>・ 加圧器管台他補修工事 予防保全の観点より、加圧器のスプレイトライ用管台、安全弁及び逆がし弁用管台並びにサージ用管台の各管台セーフメントの溶接部の材料を耐応力低減済に優れた690系ニッケル合金に変更する。</li> <li>また、核種配管の一部を同材質である SUS316TP へ取り替える。</li> <li>・ 格納容器再循環ポンプスクリーン改造工事 既設のスクリーンを撤去し、NISA内規に適合する性能の向上（面積の拡大）を図った新たな格納容器再循環ポンプスクリーンを設置する。</li> <li>・ 常用系計装用圧縮空気取替工事 現状の常用系計装用圧縮空気取替について、部品の製造中止に伴い、保守機能が困難になる恐れがあるため、保守性向上の観点から、取替の取替えを行う。</li> </ul>	<p>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえ、緊急安全対策等の実施状況を踏まえ、今後の定期事業者検査工程の見直しを行うこととされたことに伴い、記載内容を変更する。</p>